双葉通信【第 227 回】(廃炉への道No.21) "電気は東京へ 放射能は福島に"

2024年11月14日 上田 勉

敦賀原発2号機「不適合」、日本原電が再申請に意欲 「非常に多くの断層が存在し非常 に難しい」と原子力規制委員会

日本原子力発電敦賀原発 2 号機(福井県敦賀市)の原子炉直下に活断層がある可能性を 否定できないとして、原子力規制委員会は 11 月 13 日、原電の再稼働に向けた申請が原発 の新規制基準に適合としていないとする審査書を正式決定した。敦賀 2 号機は再稼働でき なくなった。

新基準で不適合と判断された原発は初めて。8月に了承した審査書案に対するパブリックコメント(意見公募)には意見と見なせるものが67件寄せられ、結論に不満を示すものも含まれていたが、規制委はいずれも退けた。原電は決定を受け、必要な追加の断層調査をした上で、再稼働に向けた再申請に取り組むとするコメントを出した。(荒井六貴、宮尾幹成)

◆山中委員長「科学的、技術的な観点から厳正に判断」

東京電力福島第 1 原発事故の反省を踏まえて 2013 年 7 月に施行された新基準の下では、 これまでに再稼働に向けた申請が 16 原発 27 基から出され、規制委は 10 原発 17 基につい て適合と判断している。敦賀 2 号機は不適合とされた初のケースとなった。

13日午前の規制委の会合で、5人の委員の全員一致で「(新基準に)適合しているものとは認められない」とする審査書を決定した。

山中伸介委員長は午後の記者会見で「許可申請について許可できないとの処分で、規制委員会が発足して初めてのもの。大きな判断ではあったと考えるが、科学的、技術的な観点から厳正に審査をして判断したという点においては、これまでの許可の判断と何ら変わるものではない」と強調。「本決定に技術的に何らの疑問を持つものではないし、委員の皆さま方もそのような観点からご判断いただいたものと考えている」と述べた。

◆活断層の「活動性」「連続性」を否定できず

新基準では、大地震を引き起こす恐れがある活断層上に原子炉建屋など重要施設を設置することを禁じている。審査では、2号機の原子炉建屋から北に約300メートルのところにある K 断層にポイントを絞って議論した。 審査書は、まず、K 断層は活断層の可能性(活動性)があると指摘。その上で、K 断層が2号機の原子炉建屋直下までつながっていること(連続性)が否定できないと結論付けた。原電は活動性と連続性をともに否定していたが、規制委は、原電が否定できる十分な証拠を示せていないと判断した。

◆村松衛社長らの役員報酬 50%、2ヵ月返上へ

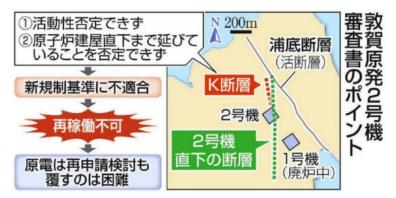
原電は規制委の決定を受け、「大変残念だ」とした上で、敦賀 2 号機の再稼働に向けた再申請に取り組むとのコメントを発表した。今後、申請に必要な追加調査の内容について、社外の専門家の意見も踏まえて具体化するとしている。だが、敦賀原発の敷地周辺には K 断層以外にも 100 本以上の断層があり、これらの評価も必要となるため、規制委の判断を覆して再稼働につなげるのは簡単ではない。」(「東京新聞」 2024 年 11 月 21 日付け)



日本原電敦賀原発 1、2 号機(手前)と 3、4 号機の予定地(右奥)=2024 年 7 月 13 日、福井県敦賀市で(本社ヘリ「まなづる」から、木口慎子撮影)



敦賀原発2号機の再稼働を認めないことを正式決定した原子力規制委員会の会合=11月13日、東京都港区で(山下葉月撮影)



敦賀原発 2 号機「不適合」、日本原電が再申請に意欲 「非常に多くの断層が存在し非常に難 しい」と原子力規制委員会